

賃貸借契約書（案）

坂井市（以下「発注者」という。）と ○○（以下「受注者」という。）とは、次の条項により賃貸借契約を締結する。

（契約の目的）

第1条 受注者は、その所有する次に掲げる物件（以下、「契約物件」という。）を発注者に貸し付け、発注者はこれを借り受けるものとする。

「物件名」 LED照明器具 ○台

「設置場所」 別紙のとおり

（契約期間）

第2条 契約期間は、令和7年○月○日から令和19年3月31日までとする。

（地方自治法第214条に基づく債務負担行為）

（賃貸借料）

第3条 賃貸借料総額は、金 円
（うち取引にかかる消費税額および地方消費税の額 円）

（内訳）

月額 金 円（うち取引にかかる消費税額および地方消費税の額 円）

- ・ 令和8年4月1日～令和9年3月31日 金 円
（うち取引にかかる消費税額および地方消費税の額 円）
- ・ 令和9年4月1日～令和10年3月31日 金 円
（うち取引にかかる消費税額および地方消費税の額 円）
- ・ 令和10年4月1日～令和11年3月31日 金 円
（うち取引にかかる消費税額および地方消費税の額 円）
- ・ 令和11年4月1日～令和12年3月31日 金 円
（うち取引にかかる消費税額および地方消費税の額 円）
- ・ 令和12年4月1日～令和13年3月31日 金 円
（うち取引にかかる消費税額および地方消費税の額 円）
- ・ 令和13年4月1日～令和14年3月31日 金 円
（うち取引にかかる消費税額および地方消費税の額 円）
- ・ 令和14年4月1日～令和15年3月31日 金 円
（うち取引にかかる消費税額および地方消費税の額 円）
- ・ 令和15年4月1日～令和16年3月31日 金 円
（うち取引にかかる消費税額および地方消費税の額 円）
- ・ 令和16年4月1日～令和17年3月31日 金 円
（うち取引にかかる消費税額および地方消費税の額 円）
- ・ 令和17年4月1日～令和18年3月31日 金 円
（うち取引にかかる消費税額および地方消費税の額 円）
- ・ 令和18年4月1日～令和19年3月31日 金 円
（うち取引にかかる消費税額および地方消費税の額 円）

（契約保証金）

第4条 受注者は発注者に契約保証金として、当該年度契約金額の100分の10以上の金額を納入

するものとする。

(賃借料の支払)

第5条 発注者は受注者からの適法な請求書を受領した日から30日以内に賃借料を支払うものとする。

2 発注者の責めに帰すべき理由により、前項の支払期限までに賃借料を支払わない場合は、受注者は発注者に対して未受領金につき、遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条の規定により決定された率の割合で計算した額の遅延利息として請求することができる。

3 支払方法について、受注者は前月分の賃借料を書面にて、発注者に毎月請求するものとする。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第6条 受注者は、この契約によって生じる権利または義務を第三者に譲渡し、または承継させてはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承認を得た場合は、この限りでない。

(管理)

第7条 発注者は、この契約期間中に、契約物件を善良な管理のもと使用しなければならない。

(保険の付与)

第8条 受注者は、この契約期間中継続して、受注者の負担により契約物件に損害補償保険を付与するものとする。

(契約の解除)

第9条 発注者は、受注者が次の各号の一に該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) その責に帰すべき理由によりこの契約に違反したとき。
- (2) この契約を履行せず、または履行を継続することができないと認められるとき。
- (3) 誠実に業務を履行する意思がないと認められるとき。
- (4) 契約の履行につき、不正の行為をしたとき。
- (5) 契約の解除を申し出たとき。
- (6) 受注者(受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。)が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)であると認められるとき。

イ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。)または暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、もしくは関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 下請契約またはその他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当する事を知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 受注者が、アからオまでのいずれかに該当する者を下請契約またはその他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

（違約金等）

第10条 前条の規定によりこの契約が解除されたときは、受注者は違約金として賃貸借料総額の100分の10に相当する金額を発注者に支払うものとする。

（損害賠償）

第11条 発注者または受注者は、契約の変更又は解除により相手方に損害を与えたときは、その相手方に対し損害賠償の責を負うものとする。

2 受注者の故意または過失により発注者及び第三者に対して損害を与えた場合は、受注者は損害賠償の責任を負うものとする。ただし、発注者の責任に帰すべき事由に因るときは、この限りでない。

（秘密の保持）

第12条 受注者は、賃貸借実施中に知り得た秘密および発注者の行政事務などで一般に公表されていない事項を他にもらしてはならない。

（情報セキュリティの確保）

第13条 受注者は、賃貸借の実施において、「坂井市情報セキュリティポリシー」（平成18年9月22日制定）を遵守し、情報セキュリティに関する必要な措置を講じる義務を負うとともに、当該業務で知り得た各種情報についての守秘義務を負うものとする。

（疑義等の決定）

第14条 この契約に定めのない事項およびこの契約に関し疑義が生じたときは、発注者と受注者が協議して定めるものとする。

（紛争等の解決）

第15条 この契約について、訴訟等の生じたときは、発注者の事務所の所在地を管轄する裁判所を第1審の管轄裁判所とする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、発注者と受注者の記名押印のうえ、委託者と受託者が各1通を保有するものとする。

令和7年 月 日

発注者 住所 坂井市坂井町下新庄1-1
氏名 坂井市長 池田 禎孝

受注者 住所
氏名